

こだわりをもつて臨んだ 離島予算の明確化

みんなの党 政策調査会副会長 桜内文城



参議院議員（比例区）。昭和40年愛媛県宇和島市生まれ。東京大学法学部卒、ハーバード大院、マレーシア国立マラヤ大院修了（博士）。財務省、新潟大学を経て、平成22年参議院議員初当選。日本維新の会に参加予定。

●離島への恩返しで取り組んだ法改正

私は、愛媛県の宇和島で生まれ育ちました。いま、宇和島市には五つの有人島があります。

のちに、鹿兒島県の加治木税務署に旧大蔵省から署長として赴任しました。また、新潟大学の准教授を務めたこともあり、佐渡などにも親しみがあります。家内の実家は島根県で、義理の祖父の櫻内義雄が隠岐の島々などで大変お世話になり、離島振興法が最初にできた際、義祖父が力を尽くしたという話も聞いております。そういった意味で、ある種、運命的なものを感じながら、離島の皆さんに少しでも恩返ししたいという思いで法改正に取り組んできました。

法改正の与野党協議では、七党の意見集約など、難しいところはありましたが、事務局を務められた打越先生（民主党政務官、PT事務局長）をはじめとする各党の方々が熱心に勉強され、議論を重ねたことで、結果として非常にいい法律が出来上がった。打越先生や宮腰先生（自由民主党離島

振興特別委員会事務局長）は、関連の法律についても見識が深く、頭の下がる思いでした。私自身、わが党の窓口を担ったとはいえ一年生議員です。先輩議員のお仕事ぶりは、大変勉強になりました。まさに今回の法改正は、こうした優れた方々に恵まれた面も大きかったのではないかと感じます。

●法律に明記できた離島予算の明確化

今回の改正法のなかで、わが党として強いこだわりを持つていたのが財政上の措置についてです。とくに公共事業関係の補助金について、いまは一部が一括交付金（地域自主戦略交付金）という形になっていますが、離島分についてはしっかりと明確化するという点について強調して申し述べました。もし離島予算が明確に切り分けられなければ、離島以外の事業に使われてしまう恐れもなきにしもあらずです。しっかりと用途を特定し、離島の事業に充てていくという点については、絶対に譲れませんでした。財務省の後輩にそういったことを担当している者がいます。彼らに

※所属政党名等は改正法成立当時のものです。

離島の置かれた状況などを説明するなど、私個人としても与野党協議の内外で工夫しながら法改正に取り組みました。その結果、国と地方公共団体は離島振興計画にもとづく公共事業実施経費の予算計上にあたって、「予算の明確化について特別の配慮」（第6条の2項・3項）という形で、しっかりと明記されることとなり、非常に嬉しく思っています。

宇和島市の九島——離島と言っても宇和島の港口に浮かぶ島なのですが、現在、本土とを結ぶ架橋事業が始まっています。本土に近いとはいえ、通勤・通学や救急時の対応といった面で離島の不便さを実感していましたが、いざ架橋となると、やはり予算がどうしても絡んできます。橋を架けるには、離島振興法にもとづく架橋予算がしっかりと充てられないと事業は進みません。こういった意味で、公共事業予算をしっかりと離島分として特出しできる形になったのは、非常に良かったと考えています。

●離島で積極的な活用を考えたいICT

ソフト面においても改正法は大変評価できます。引き続きのハード面の整備も大事ですが、今後はつくったものを生かしていくソフト事業に取り組んでいかなければなりません。離島活性化交付金が制度化されたことは、非常に大きな進歩です。

ソフト面について私たちが主張し、条文の文言などで工

夫していただいたと思う点は、医療や教育におけるICT（情報通信技術）の活用です。もちろん医者を配置する、施設をつくることはとても大事ですが、国内で最高の病院と遠隔診療ができる、あるいは国内で最高の教育を離島でも受けられるようにすることは、一〇年前に比べて飛躍的に進歩したICTの活用という時代の変化への対応でもあると思います。この点については、離島に限らず、外国に日本の医療サービスや教育を提供するという意味でもいい足がかりになるのではないかと。同時に、離島から国内外に情報やサービスを発信していく足がかりにもなりうるかもしれません。

離島では、光ファイバー網が使えないところも多々残っています。本来は、離島にこそICTのような技術が必要であり、そのためにも最低限の高速通信インフラを整備しなければなりません。本土の総合病院などと連携し、日常的にしっかりと患者の画像などをやりとりしていれば、わざわざ本土に行かずに処方箋を書いてもらい、地域の薬局などで薬を受け取るといったことも考えられます。こういった点は、今回の改正法で設置を検討できることとなった離島特区などを活用し、規制緩和を含めて実施するなど、新たな形の離島振興を具体化していく必要があるのではないのでしょうか。

●離島こそが海洋国家を支えるフロンティア

また、「海洋資源の利用」という文言が第一条に入っています。これは有人離島に限らない話ですが、海洋資源の利用は、単に魚介類に留まらず、メタンハイドレートやレアアースといった海底資源、洋上風力や潮流などを利用した再生可能エネルギーの活用といった観点からも、日本の将来にとって非常に重要な分野です。今回の改正法が一つのステップになってほしいと思います。

ただし、これらは予算がつかないと事業化できないものが多々あります。たとえば、エネルギー関係で、揮発油税がこれまで道路特定財源として利用されてきたように、海洋資源の開発などに関しても、これから大きくなっていく分野であれば、そこから上がった利益などを特定財源化していくことで、恒久的に予算を確保することを検討してもいいのではないのでしょうか。

日本は島国です。この法律を通して、島々が海洋国家としての重要なフロンティアだという意識を、国民すべてにしっかり持ってもらいたい。人が少なくなっているところに予算を使うのは難しいといった後ろ向き話すのではなく、離島は、海洋島嶼国家・日本にとって大事な役割を担うフロンティアであるという認識のもと、しっかり開発して人が住める、また、産業振興も離島からはじめてい

くというぐらいの気概を持って、前向きな議論にしていけたら嬉しいですね。

●地域に根ざした離島振興計画の策定を

現在、離島の人口減少も進み、国の財政も厳しく予算が減らされるなかで、なかなか将来に希望が見えないと思われるかもしれないかもしれません。しかし、私は、離島がこれらの日本を支えていく大事なフロンティアだと考えており、その位置づけを明確にしたのが、今回の改正法なのだと思います。離島の皆様には、誇りを持って離島振興に取り組んでいただきたい。

今後、市町村では離島振興計画案を、都道府県ではその計画案に基づく離島振興計画を主体的につくっていかねばなりません。時間も限られており、住民意向の反映などが新たに盛り込まれるなど大変な作業かと思いますが、離島振興法の精神を汲み、地域に根差した計画を策定していただければと考えています。

離島の振興は、予算があつてのものです。その点は、私もしっかり取り組んでいかねばなりません。また、国土交通省をはじめとする関係省庁の中には、旧知の方々がおられますので、彼らともきちんと話をしながら、政治家として継続して離島振興に携わり、できる限りバックアップしていきたいと思います。

■